

## 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和6年度実績）

特定事業主名： 青森県教育委員会

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.1%
全職員	78.6%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	90.8%
本庁課長相当職	96.0%
本庁課長補佐相当職	95.2%
本庁係長相当職	87.2%

#### (参考) 役職段階別の詳細（職員の格付級別）

職員の格付	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級職員	75.3%
次長級職員	—
課長級職員	95.2%
副参事級職員	99.5%
総括主幹級職員	92.7%
主幹級職員	97.0%
主査級職員	87.2%
一般職員	94.6%
指導主事等	94.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.7%
31～35年	95.4%
26～30年	96.8%
21～25年	90.5%
16～20年	91.3%
11～15年	91.6%
6～10年	89.7%
1～5年	84.5%

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・職員には、特定の時期に一時的に任用される臨時・非常勤職員（短期アルバイト職員等）は含まれていない。
- ・給与とは、所得税法第28条における給与所得（通勤手当（非課税分）等の実費経費や退職手当は除かれる。）をいい、扶養手当、時間外勤務手当等が含まれている。
- ・1ページの「(参考) 役職段階別の詳細（職員の格付級別）」の表中「次長級職員」について、令和6年度における女性の該当者が存在しないことから、割合表示欄を「－」としている。